する書

「類と.

し

7

領

事

送状

又

は

領

事

査

証

を

取

得

することを目的

とし

て、

まず、

輸

出

締

約

玉

 \mathcal{O}

領

域

12

お

1

7

輸

販

売

許

可

لح

は

締

約

玉

 \mathcal{O}

領

域

12

お

け

る

産

品品

 \mathcal{O}

7

ケテ

イング、

流

通

又

は

販

売

を許可

可

するため、

当

該

第八章 貿易の技術的障害

第八・一条 定義

1 0 章で使用され る用 語 \mathcal{O} 定義であって貿易の技術的 障害に 関する協定附 属 書 に含まれ て 7 るも \mathcal{O}

同 附 属 書 \mathcal{O} 柱 書き及び注釈を含む。) は、 必 要な変更を加えた上で、この章 に 組 み込まれ、 この 章 \mathcal{O}

部を成す。

2 さらに、この章の規定の適用上、

領 事 手 続 لح は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 \sim \mathcal{O} 輸 出 を予定し てい る締 約 玉 \mathcal{O} 産 品 に 0 1 て、 適 合性 評 価 に . 関

入 締 約 玉 \mathcal{O} 領 事 \mathcal{O} 監 督 を受けるため に 提 出 L な け れ ば な 5 ない との 要件 を 1 う。

締 約 玉 が、 当 該 産 品 を承 認 又 は 登 一録する一 又は二以 Ĺ \mathcal{O} 過 程 を V う。 当 該 過 程 は 締 約 国 \mathcal{O} 法 に お

1 7 様 々 、な方法 (産 品品 に つい 7 \mathcal{O} 販販 売許 可 許 可 承認」 登 録 衛 生に関う ける許 可

衛 生 に関する登録」 及び 「衛生に関する承認」 を含む。) により規定され得る。 販売許可 に は、 届 出 \mathcal{O}

定

制

度が

同

等であることを

(認

定

機

関

 \mathcal{O}

間

 \mathcal{O}

検

討

に

基づ

き

承

認す

る認定

機

関

間

 \mathcal{O}

t

 \mathcal{O}

又

は

適

合性

評

価

 \mathcal{O}

手続を含まない

合 性 評 相 価 互 承 \mathcal{O} 結 認 果を 協 定 承 とは、 認 する 拘 束 又 方 は \mathcal{O} 以 あ る 上 政 \mathcal{O} 府 分 野 間 に \mathcal{O} 協 お 定 け る 千 適 九 当 な 百 強 九 + 制 八 規 格 年 五 又 は 月 任 八 . 意 日 規 \mathcal{O} 格 電 12 気 通 対 信 7 機 器 行 \mathcal{O} わ 滴 れ 合 る 適 性

評 価 に 0 1 7 \mathcal{O} Α Р Е C \mathcal{O} 相 互 承 認 に 関 する 取 決 \Diamond 及 Ű 千 九 百 九 + 九 年 七 月 七 日 \mathcal{O} 電 気機 器 及 Ű 電 子 機

 \mathcal{O} 相 互 承 認 に 関 す る 取 決 8 を 実 施 す えた め \mathcal{O} 政 府 間 \mathcal{O} 協 定 並 び に その 他 \mathcal{O} 協 定で あ いって、 又は二 以 上 \mathcal{O}

分 野 12 お け る適当 な 強 制 規 格 又 は 任 意規 格 に 対 L て行 わ れ る 適 合性 評 価 \mathcal{O} 承 認 に 0 7 7 定 8 るも \mathcal{O} を含

む。)をいう。

相 互 承 認 取 決め」 とは、 玉 際 的 又は 地 域 的 な 取 決め (多 数 者 間 \mathcal{O} 承 認 取 決めを含む。 で あ 0 て、 認

結果を承認する適合性評価機関間のものをいう。

又はこれ 販 売 後 \mathcal{O} に対応することができるよう当 監 視 لح は 産 品 が 市 場 で 販 売 該 さ 締 ħ た 約 玉 後 にこ が لح 締 る 約 手 玉 続 が を 産 品 11 う。 に 0 1 7 \mathcal{O} 玉 内 \mathcal{O} 要 件 \mathcal{O} 遵 守 を 監視

貿易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に . 関 する協定」 とは、 世 |界貿| 易 機 関 設 <u>\frac{1}{2}</u> 協 定 \mathcal{O} 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に 関 す る協 定 そ

 \mathcal{O} 改正を含む。 を . う。

機 関 検 \mathcal{O} 認定、 証する」 認 とは、 可 免許 個 別 の交付若しくはその \mathcal{O} 適合性 評 価 \mathcal{O} 結果の真実性を確 他 \mathcal{O} 承 認 を行 0 た機 認する行為 関 12 情 報 (適合性 を要請することを含む。 評 価 機関 又は適合性評価 をと

ることをい 1 輸 出 締 約 玉 又 は 第三 玉 \mathcal{O} 領 域 12 お 1 て産 品 に . 対 し 7 既に行 わ ħ た適合性 評 価 手 ,続と 重 複 守

を示 る適合性 評 価 を輸 処するため、 入 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 12 品 お 1 か て当 該 産 品 抽 12 出 対 L 7 実施させるとの 要件 要件 (監視 を課する場合を除 \mathcal{O} た 8 又 は 不 適 合

を含まな 1

す

情

報

に

対

当

該

産

5

無

作

:為に:

Ļ

又

は

少

な

1

口

数

当

該

第八 二条 目 的

 \mathcal{O} 章 0) 規 定 は 不 必 要な貿易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 を撤 廃 Ļ 透 明 性 を 高 め 規 制 に . 関 す Ź 層 \mathcal{O} 協 力及び 規 制

に関 ける良 1 慣 行を促進 すること等に より貿易を円 滑 にすることを目的 とする。

・三条 適 用 範 用

1 あ る中 \mathcal{O} -央政 章 \mathcal{O} 府 規 機 定は、 関 (及び明 4 及び 示的に規定されている場合には 5 に規定する場合を除くほ か、 中 締 央政 約 玉 府 間 \mathcal{O} \mathcal{O} 段階の 物 品品 \mathcal{O} 直 貿易に影響を及ぼ 下 \dot{O} 段 階に 属する政 す可 府 能 性 \mathcal{O} 機 が

2 関 各 締 に ょ 約 る全 国 は 強 \mathcal{O} 制 強 規 制 格 規 格 任 意 任 規 意 規 格 格 及 び 及 Ű 適 合 適 性 合 評 性 評 価 手 価 続 手 続 \mathcal{O} 立 \mathcal{O} 案 $\frac{1}{\sqrt{2}}$ 案 制 制 定 及 定 及 び び 適 用 滴 に 用 責 に 任 0 1 を 負う 7 適 自 用 玉 す \mathcal{O} 領 域

7

あ る 中 央 政 府 \mathcal{O} 段 階 \mathcal{O} 直 下 \mathcal{O} 段 階 に 属 す る 地 域 政 府 又 は 地 方 政 府 \mathcal{O} 機 関 が 第 八 五 条 玉 際 規 指 針

及 び 勧 告 第 八 六 条 適 合 性 評 価 第 八 八 条 強 制 規 格 及 び 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 遵 守 期 間) 及 びこ

 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 各 附 属 書 \mathcal{O} 規 定 を 遵守 することを奨励 す ,るため、 自 己 \mathcal{O} 権 限 \mathcal{O} 範 囲 内 に お 1 て 妥当な 措 置をとる。

3 \mathcal{O} 章 12 お 11 7 強 制 規 格 任 意規 格 及び 適 合性 評 価 手 続 とい うときは、 れ . ら \mathcal{O} 改 正 一 及 び れ 5 O対

4 となる \mathcal{O} 産 章 品 \mathcal{O} 規 \mathcal{O} 追 定 は、 加 又 は 政 これ 府 機 関 5 に が 係 自 る 5 規 \mathcal{O} 生 則 産 \mathcal{O} 追 又 は 加 を含む 消 費 \hat{O} 必 ŧ 要上 \mathcal{O} とし、 作 成 す 重 る技 要で な 術 仕 1 性 様 に 格 0 \mathcal{O} 改 1 て 正 は 及び 追 適 用 加 を除 L な V ,

当 該 仕 様 は 第十 五 章 (政 府 調 達 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受け Ź

5 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定 は 衛 生 植 物 検 疫 猎 置 に 0 1 7 は 適 用 L な 1 衛 生 植 物 検 疫 猎 置 は 前 章 衛 生 植 物 検

疫 潽 置 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 適 用 を受け Ź

6 に基 づく当 \mathcal{O} 斊 \mathcal{O} 該 11 締 カン 約 な る 国 規 \mathcal{O} 定 権 Ŕ 利 及 締 び 義 約 務 玉 に が 従 \ \ \mathcal{O} 協 定、 強 制 貿 規 易 格 \mathcal{O} 任 技 術 意 規 的 格 障 害 又 は に . 関 適 合 す 性 る 協 評 定 価 そ 手 続 \mathcal{O} 他 を 制 関 定 連 す Ļ る 玉 又 際 は 協 維 持 定

1

締

約

玉

は

玉

際

規

格

指

針

及び

勧

告が、

規

制

12

関

する

層

 \mathcal{O}

調

和

及び

規

制

に関する良

7 慣

行を支援

か、

各 締

約 玉

2

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

2

1

ず

h

 \mathcal{O}

締

約

玉

ŧ

1

 \mathcal{O}

規

定に

ょ

り

組

4

込

まれ

た貿易

 $\widehat{\mathcal{O}}$

技

術

的

障

害

に

. 関

す

る協

定

 \mathcal{O}

規

定に

関

する違

反

することを妨げるも のでは な

兀 条 貿易 \mathcal{O} 技術 的 障 害に関する協定

1 貿 易 0 技 術 的 障 害 に 関 す る協 定 \mathcal{O} 次 \mathcal{O} 規 定 は 必要な変更を加 えた上で、 この協定に組み込まれ、

の特

定

 \mathcal{O}

規

定

0

組

込み

この

協 定 \mathcal{O} 部 を 成

(a)

2.1

2.2

2.4

2.5

2.9

2.10

及

T

2. 12

 \mathcal{O}

規

定

(c) (b) 5. 1 附 属 書 \mathcal{O} Ď Е 及 び F

5. 2 5.3 及 び

5.4 5.6 5. 7 5.8 2.11 5.9

 \mathcal{O} 規 定

申 L <u>\\</u> てる 第 八 \mathcal{O} 五. 4 条 \mathcal{O} 紛 争 玉 際 に っい 規 格 て、 指 第二十八章 針 及 び 勧 告 (紛 争解決) \mathcal{O} 規 定に ょ る 紛 争 解決 を 求 8 7 は ならな

並 \mathcal{U} に貿易 \mathcal{O} 不 必要な障 害を削 減 する上で、 重要な役割を果たし得ることを認め

 \mathcal{O} が点に関 し、 貿易の 技 術 的 障 害に関する協定 2. 4 5.4 及び 附属書三の規定を適用 するほ

は、 る 日 以 カン どう 降 貿 に世 易 カン \mathcal{O} 界貿 を 技 判 術 易 断 的 機 す 障 関 る 害 た に \mathcal{O} 貿易 関 め、 す \mathcal{O} る協定 W 技 Τ 術 Ο 的 第 \mathcal{O} 障 貿 一条、 易 害 に \mathcal{O} 第五 関 技 す 術 る委員会によって採択され 条 的 障 及 害 てバ に 附 関 属 書三 す る委員 に 規 定す 会が 発 Ź 出 た決定及び 玉 際 L た千 規 格 九 勧 指 百 告 九 針 十 又 (文書 は 五 年 勧 告 番 号 G 月 が あ

T В Τ Ŕ е V (その 改 Ē を含む。 を用 11 る。

3 締 約 玉 は 実 行 可 能 か つ適当な場合に は 強 制 規 格 及 Ţ 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 基 礎 と な る 可 能 性 が あ る 玉 際

互 に協 力する。 規

格

指

針

及び

勧

告

が

玉

際貿易に

不

必要な障

害をもたらすことの

ない

ように

することを確保

するため

相

八 六条 適 合性 評 価

1 え 適 る 合 各 待 性 締 約 遇 評 ょ 玉 価 n は 機 関 貿易 不 に 利 対 で Ļ \mathcal{O} な 技 術 い 自 的 待 国 遇 障 \mathcal{O} を与 害 領 に 域 え 関 内 る。 する協 又 は 各 他 定 締 \mathcal{O} 約 い 6.4 ず 玉 \mathcal{O} 規 は れ 定 か 当 を \mathcal{O} 該 適 締 用 待 約 する 遇 玉 を与えることを確 \mathcal{O} ほ 領 域 か 内 に 他 存 \mathcal{O} 在 締 す 約 る 保 玉 適 す \mathcal{O} Ź 合 領 性 た 域 内 評 \Diamond に存. 価 自 機 在 玉 関 する 12 \mathcal{O} 与 領

基 域 内 潍 そ に \mathcal{O} 存 他 在 条 す る適合は 件 . に 同 性 又は 評 価 同 機 等 関 \mathcal{O} に 対 手 続、 L て 基 適 用 準 さ す る \mathcal{O} 認 他 定、 条 件 認 を 他 可 \mathcal{O} 締 免 許 約 玉 \mathcal{O} 交付又は \mathcal{O} 領 域 内 そ に 存 \mathcal{O} 在 他 す \mathcal{O} える適 承 認 合 を行 性 評 手 価 機 関

う

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

(c)

に対して適用する。

2 締 約 玉 は 貿易の 技術的障害に関する協定 6.4 の規定を適用するほ か、 1 に規定する手続、 基準 ーその 他条

件 を 維 持する場合に おい て、 産 品品 が 強 制 規 格 又 は 任意規格に適合するとの 明 確 な保証として試験結果

証 又 は 検 査を要求するときは、 次 \mathcal{O} 要件 を満 たさなけ ħ ば なら な

(a) 産 品 を 試 , 験 し、 若しくは 認 証 す る適合性 評 価 機 関 又 は 検 査 を実施を す る適 合性 評 価 機 関 が 当 該 締 約

領域内に存在することを要求しないこと。

(b) 当 該 締 約 玉 0 領 域 外 に存在する適合性 評 価 機 関 に . 対 Ļ 当 該 適 合性 評 価 機 関 が 当 該 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 E お

1 7 事 務 所 を運 営することを事 実 上 求 8 ることになる要件を課さない

他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 内 に存在する 適 合 性 評 価 機 関 に 対して、 産 品 を試 験 し、 若し Š は 認認 証 し、 又 は 検

査

を 実 施することについ て、 能 力を有すると認 8 るために、 又は 認 可 を行うために 当 該 締 約 玉 が 要 求 する

手 続 基 準その他条件を当該適合性 評 価 機 関 が 遵守してい ると決定するよう当 該 締 約 玉 12 申 請 すること

を認めること。

3 1 ず ħ の締約国 ŧ 貿易 の技術的 障害に関する協定に基づく義務に適合する態様 で、 自 国 \mathcal{O} 領域内又は

玉

 \mathcal{O}

認

適

性

評

価

を行う締

約

玉

が、

要求され

る情

報

 \mathcal{O}

秘

密

に

て、

正当な商

業上

 \mathcal{O}

利

益

 \mathcal{O} 保

護が

確

に保され

よう

(c)

他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 内 12 存 在する特定 \mathcal{O} 政 府 機 関 に お 1 7 \mathcal{O} 3 特 定 \mathcal{O} 産 品品 に 関 連 た適 合性 評 価を行うこと

を、 1 及 び 2 \mathcal{O} 規 定 に より 妨 げ 5 れ る Ł \mathcal{O} で は な

4 締 約 玉 は 3 \mathcal{O} 規 定に基づく適 合性 評 価 を行う場 **愛合には、** 要求され . る情! 報 \mathcal{O} 限 定、 正 当 な 商 業上 \mathcal{O} 利 益

 \mathcal{O} 保 護 及 び 適 切 な 審 査 \mathcal{O} た \Diamond \mathcal{O} 手 続 に 関 する貿 易 \bigcirc 技 術 的 障 害 に 関 する 協 定 5. 2 及 び 5.4 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る ほ

か 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要 請 に応じ、 次 \mathcal{O} 事 項 を 説 明 す

(b) (a) 要 求 され る情 報 が、 適 合性 を評 価 及 CK 手 数料を決定するため つい にどの É 必 要 か。

Ļ

る態 様で尊重されることをどのように確 保する

適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 運 用 に関 し申し立てられた不服を審査 及び申 し立てら ń た不服 が 正 当とされる

場 合に は 是 正 手段をとるた 8 \mathcal{O} 手 続

5 ず れ \mathcal{O} 締 約 玉 ŧ 自 玉 \mathcal{O} 領 域 外 に 存在、 ける適 合 性 評 価 機 関 \mathcal{O} 認 定、 認 可 免 許 \mathcal{O} 交付 又 は そ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 承

認 を行 うた 8 \mathcal{O} 相 互 承 認 協 定 を 利 用 することを1 及 び 2 (c) \mathcal{O} 規 定に ょ V) 妨 げ 5 れ る ŧ Oで は な

6 1 2 及 び 5 \mathcal{O} 規 定 は 締 約 玉 が 自 玉 \mathcal{O} 領 域 外 に 存在 す る適 合性 評 価 機 関 が 実施 L た適 合性 評 価 手 続 \mathcal{O}

結果を検証することを妨げるものではない

7 6 \mathcal{O} 規定を適用するほ か、 締 約 玉 は それぞれ (T) 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 か 5 \tilde{O} 適合性 評 価 \mathcal{O} 結果が 継 続 的 に 信 頼

できるものであることについ 7 \mathcal{O} 確 信 を向上させるため、 自 国 \mathcal{O} 領 域 外 に 存在 す る適 合性 評 価 機 関 に 関 連

する事項についての情報を要求することができる。

8 締 約 玉 は 貿易の 技術 的 障 害に関する協定 9.1 *。* 規 定 を適 用 す Ź ほ か、 玉 際 的 又 は 地 域 的 な 相 互 承 認 取 決

合 8 性 注 評 価 \mathcal{O} 機 署 関 名者である認定機関 を認 可 す るた 8) の措 による 置 を採用す 輸 入 締 ることを検 約 玉 \mathcal{O} 強 制 討 規 ける。 格 又 は 締 任 約 意 玉 は、 規 格 当 \mathcal{O} 該 た \Diamond 相 \mathcal{O} 互 認 承 認 定 を受け 取 決 8 が 7 適 1 合性 る 滴

評 価 機 関 \mathcal{O} 認 可 に お け る主 要な考慮 事 項 技 術 的 能 九、 独 <u>\(\frac{1}{2} \)</u> 性 及 Ű 利 益 相 反 \mathcal{O} 口 避 を含む。 に 対 処 くする

ことができることを認める。

注 貿易の 技術的障害に 関する小委員会は、 当該取決めの一 覧の作成及び維持について責任を負う。

9 た認 しい 定機 ず れ 関 \mathcal{O} が 締 次 約 \mathcal{O} 玉 7) ŧ ず 貿 れ 易 か に \mathcal{O} 該当することを理由として、 技 術 的 障 害に関う ける協 定 9.2 \mathcal{O} 当該 規 定を適 適 合性 用 評 す るほ 価 機 か、 関 \mathcal{O} 適 適 合性 合性 評 評 価 価 機 \mathcal{O} 結果の受入 関 で認定し

れ を拒否し、 又は 他 \mathcal{O} 締 約 国若しくは者に対して直接若しくは間接に当該結果の受入れを拒否することを

11

締

約

玉

は

適

|合性|

評

価

機関

が

認定、

認

可

免

許

の交付又は

その

他

 \mathcal{O}

承

認

相

互承

認協定に

基づ

()

て与え

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

10

要求し、若しくは奨励する効果を有する行為をとってはならな

- (a) 二以上 \mathcal{O} 認 定 機 関 が 存 在 す る締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 E お 1 て 運営され 7 ること。
- (b) 非政府機関であること。
- (c) 認 定 機 関 を認 \Diamond る手続を維 持 L て 1 な 7 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 E 住 所を有していること。 ただし、 当該 認 定機

関 が 8 に 規定するところに より 玉 際 的 に 認 \Diamond 5 れ てい ることを条件とする。

(e) 営利団体であること。

(d)

当

該

締

約

玉

 \mathcal{O}

領

域

にお

1

7

事

務

所を運営

L

てい

ないこと。

9 \mathcal{O} 規 定 は 締 約 玉 が9 に規定する理 由以外 \mathcal{O} 理 由 に より 適合性 評 価 機 関 0 適合性 評 価 \mathcal{O} 結果の受入れ

を 拒 否することを禁ずるものではない。 ただし、 当該 締 約 玉 が その 拒 否 0 根 拠 並 び に当該 拒 否が 対貿易の 技

術 的 障 害 Iに関ⁱ する協定及びこの 章 \mathcal{O} 規定に反しないことを実証することができる場合に限

礎として自 5 れ る 認 定、 玉 が 認 可 使用することができる手続 免許 の交付 又はそ \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 基 承 準 認 その を含む。 他 条件をなるべく電子的)を受ける能力を 有す 手段により公表する。 る か どう か を 判 断 す える基

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

14

13

12 締 約 玉 は 次 \mathcal{O} (a) 又 は (b) \mathcal{O} 場合には 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要請に応じ、 その 決 定 0 理 由 を 説 明 す

(a) 当 該 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 12 お 1 7 特定 \mathcal{O} 強 制 規 格又は任 意規 格につ 7 て適合性 を評 価 す る 機 関 \mathcal{O} 認 定、 認

は 任 意規格 につい て適合 性 を評 価 する機関 関 に 対 Ľ 当 該 認 定、 認 可、 免許 の交付又はその 他 \mathcal{O} 承 認を行

うことを拒否するとき。

可

免 許

0

交付又は

その

他

 \mathcal{O}

承

認

を行う場合に

お

1

て、

当

該

他

 \mathcal{O}

締

約

玉

 \mathcal{O}

領

域

E

お

1

て当

該

強

制

規

格

又

(b) 相互承認取決めを利用することを拒否する場合

締 約 玉 は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 12 お 1 て 行 わ れ た 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 結 果を受け 入 れ な ことを決定する場

合 に は 当 該 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要 請 に 応じ、 そ 0) 決 定 \mathcal{O} 理 由 を 説 明 Ť Ź

締 約 玉 は 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に関 す る協 定 6.3 \mathcal{O} 規 定 を 適 用 す る ほ か、 相 互 \mathcal{O} 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 結 果 \mathcal{O} 相

互 承 認 12 関 す る協定 を締 結 す っるため \mathcal{O} 交涉 を 開 始 することに 0 **\ 7 \mathcal{O} 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要 請 を受 げ た場 合 に お

11 て、 該 要請 を担 否することを決定したときは 当 該 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要請 記に応じ、 そ \tilde{O} 決 定 \mathcal{O} 理 由 を 説 明

する。

15 締 約 玉 が 課 する適合性評 価 \mathcal{O} 手 数料に つい ては、 貿易 $\widehat{\mathcal{O}}$ 技術的 障 害 に 関 す え 5.2.5 \mathcal{O} 規定を適 用するほ か

る。

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

2

役務の提供に要した費用の概算額を限度とする。

16 1 ず れ \mathcal{O} 締 約 玉 Ŕ 適 合 性 評 価 に 関 連 7 領 事 手 続 翼 連 する手 数 料 及 び 課徴金を含む。 を要求して

はならない(注)。

注 この 16 \mathcal{O} 規定は、 販売許 可又はその 再 許可 O過 程 に お V て適合性評価 の文書を検証する締約国については、 適用

しない。

第八·七条 透明性

1 各 締 約 玉 は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 者に対 自 玉 0 者に与える条件より も不利でない条件で自 玉 \mathcal{O} 中 央 政 府 機

関 に ょ る強 制 規 格、 任 意規格及び 適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 作成に参加すること(注) を認 める。

注 締 約 玉 は 例えば、 利害関係者に対 し自国が作成することを提案する措置について意見を提出するための合理的 な機会を与

え 当該措| 置 の作成におい て当該意見を考慮することにより、 この義務を履行する

各 締 約 玉 は 強 制 規 格、 任 意規格及び適合性評 価 手 続 0 作 成における一 層 \mathcal{O} 透 明 性を提供する方法 電

子 的 手 段 \mathcal{O} 利 用、 公 衆 にこ 対する広報 及び 公衆との 協 議 を 通じ た方法を含む。 を検討するよう奨励され

3 各 締 約 玉 は 適当な場合には、 自 玉 \mathcal{O} 領 域 É お け る非 政 府 機 関 が 1 及び 2に規定する義務を遵守するよ

う奨励する。

4 各 締 約 玉 は 中 央 政 府 機 関 \mathcal{O} 新 た な 強 制 規 格 及び 適 合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 案並 び 12 現 行 \mathcal{O} 強 制 規 格 及び 適 合性

続の最終的な改正を全て公表する。

評

価

手

続

 \mathcal{O}

改

正案

新

た

な最

終

的

な

強

制

規

格

及

Ţ

適

合

性

評

価

手

続

並

び

に

現

行

 \mathcal{O}

強

制

規

格

及

び

適

合性

評

価

丰

5 締 約 玉 は 強 制 規 格 及 CK 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 提 案 \mathcal{O} 形 式 政 策 12 0 1 て \mathcal{O} 提 案、 討 議 に . 関 する文書 強 制

規 格 及 び 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 概 要又 は 強 制 規 格 及 び 適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 案文 \mathcal{O} 形式をとることができる。

を決定することが できる。 各 締 約 玉 は 利 害 関 係 者 及 T 他 \mathcal{O} 締 約 国 に 対対 してそれら \mathcal{O} 貿 易 上 \mathcal{O} 利 益 が 影 鑾

を受け 規 格 及 るか CK 適 どうか 合 性 評 及 価 がどの 丰 続 \mathcal{O} ように 案 \mathcal{O} 予想され 影響を受け る内 容 Ź に か に つ 7 0 て 1 十分に て 十 分に 詳 情 細 報 な を提供 内 容 が . 含ま. する ħ た ること 8 自 を 玉 確 \mathcal{O} 提 保す 案 に 強 制

6 評 各 価 丰 締 約 続 \mathcal{O} 玉 は 改 正 案 中 央 新 政 た 府 な最 機 関 終 \mathcal{O} 的 新 た な 強 な 制 強 制 規 格 規 格 及 び 及 Ţ 適 合 適 性 合 評 性 評 価 手 価 続 手 続 並 び \mathcal{O} 12 案 並 現 び 行 12 \mathcal{O} 現 強 制 行 規 \mathcal{O} 強 格 制 及 び 規 格 適 合性 及 び 評 適 合 価 性 丰

続 \mathcal{O} 最 終 的 な改 正 で あ 0 て、 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 12 関 す る協 定又は \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定に 基づ V) て 通 報 又 は 公

表 することを求められ、 及び貿易に著 ī 1 影響を及ぼす おそれの あるもの の全てについ て、 なるべく電

的 手 段 ょ V) 単 \mathcal{O} 官 報 又 は 公 式 ウ エ ブ サ イ 1 に お て公表 す

注 締 約 玉 は、 この 6 に 規定する措 置 0 家及び 最終 的 な措 置 が W Т O 0) 公式ウ エ ブサ イ トに お いて公表され、 又は当該ウェ

注

を 通じて入手可 能となることを確保することにより、 この 6に規定する義務を履行することができる。

7

各

締

約

玉

は

中

央

政

府

 \mathcal{O}

段

階

 \mathcal{O}

直

下

 \mathcal{O}

段階

に

属

する

地

域

政

府

又

は

地

方

政

府

 \mathcal{O}

新

た

な

強

制

規

格

及

び

適

合性

評 価 丰 続 び \mathcal{O} 案 並 75 12 現 強 行 \mathcal{O} 強 制 てバ 規 格 及 び 評 適 合 性 手 評 続 価 手 続 的 \mathcal{O} 改 正 案 全て 新 た 公表され な 最 終 的 ることを確 な 強 制 規 格 保するた 及 び 適 合 性 評

利 用 得る妥当な措 置 をとる

価

手

続

並

12

現

行

 \mathcal{O}

制

規

格

及

適

合

性

価

 \mathcal{O}

最

終

な

改

正

が

8 各 締 約 国 は 中 央 政 府 \mathcal{O} 段 階 \mathcal{O} 直 下 \mathcal{O} 段階 12 属 する 地 域 政 府 又は 地 方 政 府 \mathcal{O} 最 終 的 な 強 制 規 格 及び 適 合

性 評 価 手 続 並 75 12 現 行 \mathcal{O} 強 制 規 格 及 び 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 最 終 的 な 改 正 \mathcal{O} 全 て につ 1 て、 並 び に 実 行 可 能 な

範 用 に お 1 7 当 該 地 域 政 府 又 は 地 方 政 府 \mathcal{O} 新 た な 強 制 規 格 及 び 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 案 並 てバ に 現 行 \mathcal{O} 強 制 規 格

及 び 適 性 評 価 丰 続 \mathcal{O} 改 正 案 \mathcal{O} 全てに 1 て、 なるべ < 単 \mathcal{O} ウ エ ブ サ 1 1 に 統 合され た公式 ウ 工 ブ サ イ

 \vdash 又 は 官 報 を 通 じ て 入 手 可 能となることを確 保 す る。

9 各 締 約 玉 は 新 た な 強 制 規 格 及 C 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 案であ 0 て、 関 連 す る 玉 際 規 格 指 針 又 は 勧 告 が 存

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

評

手

で

あ

0

て

関

す

る

玉

指

針

又

告

す

そ

5

 \mathcal{O}

技

内

容

合

在 するときは そ ħ 5 \mathcal{O} 技 術 的 内 容 12 適 合 及 び貿易に 著 1 影響を及ぼ す お そ れ \mathcal{O} あ るも \mathcal{O}

貿易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に 関 する 協 定 2.9 又 は 5.6 \mathcal{O} 規 定に より定 め 5 ħ た手 続 に 従 0 7 通 報 す

10

締

約

玉

は

9

 \mathcal{O}

規

定

12

カ

か

わ

5

ず、

安全上、

健

康

上、

環

境

 \mathcal{O}

保全

王

又

は

玉

家

O

安

全保障

上

 \mathcal{O}

緊急

 \mathcal{O}

間

題

き

は

新

た

な

強

制

規

格

及

T

適

合

性

評

価

手

続

で

あ

0

てそ

ñ

5

 \mathcal{O}

技

術

的

内

容に

適

合す

Ź

ŧ

 \mathcal{O}

に

0

1

て、

貿

易

 \mathcal{O}

が 生じ てい る場合又 は 生ずるおそれ が あ る場 合に お 7 て、 関 連 Ź 玉 際 規 格 指 針 又 は 勧 告 が 存 在 す ると

す

技 術 的 障 害 に 関 す る 協 定 2.10 又 は 5. 7 \mathcal{O} 規 定 に ょ り 定 8 6 れ た 手 続 12 従 \ \ 当 該 強 制 規 格 及 び 適 性 評 価 手 続

 \mathcal{O} 制 定 に 際 L 通 報 す ることが で きる。

11 各 価 締 続 約 \mathcal{O} 玉 案 は 中 央 政 府 \mathcal{O} 段 連 階 \mathcal{O} 直 際 下 規 \mathcal{O} 段 格 階 12 属 する は 勧 地 域 が 政 存 府 在 又 は るときは 地 方 政 府 \mathcal{O} 新 た れ な 強 制 術 規 格 的 及 CK 適 合 適 性

及 び 貿 易に · 著 1 影 響 を及ぼ す お そ れ \mathcal{O} あ る ŧ \mathcal{O} に 0 1 て、 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 E 関 す る 協 定 2.9 及 び 5.6

 \mathcal{O} 規 定 に ょ ŋ 定 8 5 れ た手 続 12 従 0 て 通 報 す るよう努め る。

12 び 貿 締 約 \mathcal{O} 玉 技 は 術 的 強 制 障 害 規 に 格 関 又は す ん協定 適 合 性 2.9 評 価 2. 10 手 続 3.2 \mathcal{O} 案が 5.6 貿易に 5.7 若 著 は 7.2 L 1 影 \mathcal{O} 規定又はこの 響を及ぼ す おそ 章 $\dot{\mathcal{O}}$ 規定に従って れ が あ る か どう 殺さ か 及

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

 \mathcal{O}

れ に関する委員会によって採択された決定及び勧告 るべきかどうかを判断するため、 特に関連する千九百九十五 (文書番号G/TBT) 年 月一 日 以 Ŕ 降 に е 世 V |界貿| 易 機 関 (その改正を含 \mathcal{O} 技 術 的 障 害

む。)を考慮する。

13 貿易 0 技 術 的 障 害 に関する協 定 2.9 3. 2 5.6 若 しく は 7. 2 \mathcal{O} 規 定 文は この 章 O規 定 に従 1 公告及 び 通 報を行

う締約国は、次のことを行う。

(a) 強 制 規 格 又は 適 合 性評 価 手 続 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 目 的 及びこれらの案がどの ように当 該 目 的 12 対 処するか に つい 7

の説明を当該通報に含めること。

(b) 強 制 規 格 又は適合性評 価 手 ·続の案をW Т O \mathcal{O} 加 盟 国 に対して通報すると同時に、 当 該 通報及びこれ

案を他 \mathcal{O} 締 約 玉 に対し貿易の 技 術 的 障 害 に関 する協定第十条の規定に基づいて設置された照会所を通

じて電子的に送信すること。

14 各 締 約 玉 は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 又 は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 利 害関 係 者 が 13 に 規定する案に 対 す る書 面 に ょ る意見 を 提 出

間 するため、 \mathcal{O} 延 長を要請 当 該 案を す Ź 他 他 \mathcal{O} \mathcal{O} 締 締 約 約 玉 玉 又 に 送 は 信 他 す \mathcal{O} 締 る 日 約 玉 か 5 \mathcal{O} 利 通 害関係 常 六 + 者 日 か \mathcal{O} 期 5 間 \mathcal{O} 妥当な要請を考慮する。 を置 Š 締 約 玉 は 意見 期間 を提 띮 を六十日 す る 期

を超えて延長することができる締約国 は、 そのようにすること (例えば、 期間 を九 十日に延長すること。)

が 奨励

15 各 締 約 玉 は 受領 した意見を検討 及びこれに対する回答を準備 するため、 意見の 提 出 期 間 0 終了と

3 た 又 \mathcal{O} لح \bar{O}

通 報 れ 強 制 規 格 は 適 合 性 評 価 手 続 制 定 間 に 十分な時 間 的 余裕を与えることが奨励され

術 的 障 害 iz 関 する 協 定 2.9 3. 2 5.6 若 Š は 7. 2 \mathcal{O} 規定又はこ \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定に . 従 0 て提 出 さ ñ た措 置 \mathcal{O} 案 \mathcal{O} 当 初

16

各

締

約

国

は

強

制

規

格

又

は

適

合

性

評

価

手

続

 \mathcal{O}

最

終的

な

本

文

が

採

択され、

又は

公表され

た 時

に、

貿易

 \mathcal{O}

技

 \mathcal{O} 涌 報 \mathcal{O} 追 補 とし て当該最 終的 な本 文を 通 報 するよう努め

17 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に 関 す る協 定 $2.\,\overline{10}$ 又 は 5.7 \mathcal{O} 規 定 及び 0 章 \dot{O} 規 定に 従 0 て通 報 を 行う締 約 玉 は 当

報 を行うと 同 時 に、 当 該 通 報 及 び 強 制 規 格 又 は 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 本 文 を 13 (b) に 規 定 す る照会 所 を通じ 7 他

 \mathcal{O} 締 約 玉 に 電 子 的 に送信する。

18 各 締 約 玉 は 貿易に 著 L 1 影響を及ぼすおそれが あ る最終的 な強 制 規 格 又 は 適 合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 公 表 0 日

ま でに、 なるべ く電子的 に次 のことを行う。

(a) 最 終的 な 強制 規 格 文は 適 合性評 価 手 続 \mathcal{O} 目的 及び当該最終的 な強 制 規 格又は適合性評 価 手続 が当 |該目

該

通

19

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

的 をどのように達 成するか に <u>つ</u> 1 て \mathcal{O} 説 明 を公に . 入手 可 能 なも のとすること。

(b) 的 な で きる限 強 制 規 り速や 格 又は かに、 適 合性 遅 評 くとも 価 手 続 \mathcal{O} 他 作 \mathcal{O} 締 成 に 約 お 玉 1 か て検 ら \mathcal{O} 詂 要 請 し た代替的 を受領 Ĺ な方法 た後六十日以内 が あ る場合に に、 は当該 当 該 締 方法 約 玉 及 が 最 び 当 終

該 締 約 玉 が 選 択 た 方法 \mathcal{O} 利 点 に 関 する説 明 を 提 供 すること 注

は重要な修正の説明を提供することを要求されない。

注

ず

れ

 \mathcal{O}

締

約国

ţ

最終的

な強

制

規格

文は

適合性評

価

手続

の公

表

0

日

0)

前

に、

この

(b)

又は

(d)

 \mathcal{O}

規

定

に従

い代替的な方法又

(c) 対する当該 強 制 規 格 文は 締 約 国 適 合性評 \mathcal{O} 回答を公に入手可能なものとすること。 価 手続の案について受領した意見に お 1 て提起され た重要又は実質的 な問 題

(d) 性 評 できる限り速やかに、 価 手 続 \mathcal{O} 案に対して当該 遅くとも他 締 約 玉 が \mathcal{O} 行 締 約 0 た 玉 重要な修正 か 5 O要請を受領した後六十日以内に、 (意見に対応して行わ れたものを含む。) 強 制 規 格又 は が 適 あ 合

る場合には、当該修正に関する説明を提供すること。

規 格 各 及 締 Ű 約 制 玉 定 は した任意規格 貿易 \mathcal{O} 技術 を含む 的 障 害 自 に 関 玉 \mathcal{O} す る協 中 央 政 定 府 附 標 属 進 書三 化 J 機 関 Ō 規 \mathcal{O} 定 作 を 業 適 計 画 用 が す 当 る 該 ほ 中 か、 央政 現 在 府 標 潍 備 進 化 機 7 関 1 る \mathcal{O} ウ 任 意 工

ナ 1 ト又は 6 に 規定するウ 工 ブサ 1 1 を 通じて入手 可 能となることを確 保する。

八 条 強 制 規 格 及び 適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 遵守 期 間

1 貿易 $\widehat{\mathcal{O}}$ 技 術 的 障 害 に 関 す る協 定 2. 12 及 CK 5.9 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 滴 用 上 適当な期 間 とは、 強 制 規 格 又は適合性

評

価 手 続 12 関 す Ź 要件 が 追 求 する正当な 目 的 を達 成する上で効果的でない場合を除く ほ か、 通 常 六 箇 月 以 上

の期間をいう。

2 各 締 約 玉 は、 実行 可 能 か 0 適 当な場合に は、 最 終 的 な 強 制 規 格及 Ť 適 合 性 評 価 手 続 \mathcal{O} 公 (表と実: 施 لح \mathcal{O} 間

に六箇月以上の期間を置くよう努める。

3 各 締 約 玉 は 1 及 び 2 0) 規 定に ょ る ほ か、 特 定 \mathcal{O} 強 制 規 格 又 は 適 合性 評 価 手 続 に 0 1 て 「適 当な 期 間

を設 け るに当た り、 当 該 特 定 \mathcal{O} 強 制 規 格 又 は 適 合 性 評 価 手 続 を 実施 す Ź 日 までに、 供 給者 が そ \mathcal{O} 物 品 が 当

該 強 制 規 格 又 は 任 意 規 格 \mathcal{O} 関 連 する要件 に 適 合することを示すことができるようにするため、 公給者 供 給 が 者 利 12 用 対

することのできる資源につい て、 その状況に お け る合 理 的 て考慮するよう努める。 な 期 間 を提 供 することを確保する。 このため、 各締 約 国 は、 供

第八・九条 協力及び貿易円滑化

1 締 約 玉 は 貿易 \mathcal{O} 技術 的 障 害に関する協定 第五 条、 第六 条及び 第 九 条 \mathcal{O} 規 定を適 用 する ほ か、 適 合性評

価 手 続 \mathcal{O} 結 果を受け入れることを促進するため \mathcal{O} 広 範 な 仕 組 4 が 存在することを認 め る。 この 点に 関

締約国は、次のことを行うことができる。

(a) 特 定 \mathcal{O} 強 制 規 格 に ついて、 自 国 及 Ű 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域 角 に 存 在 する機 関 が 行う適 合性 評 価 手

続

の結果

の相互承認を実施すること。

(b) 認 定 機 関 間 \mathcal{O} 又 は 適合性 評 価 機 関 間 \mathcal{O} 現 行 \mathcal{O} 地 域 的 及び 玉 際的 な 相 互. 承 認取 決 8 を認めること。

(c) 適 合 性 評 価 機関に資格を与えるために認定を用いること (特に、 国際的 な認定制度を用いること。

(d) 適 |合性| 評 価 機 関 を指定すること又は他 0 締 約 国 \mathcal{O} 適合性 評 価 機 関 \mathcal{O} 指定を認めること。

(e) 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 領 域内で行わ れる適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 結果を一 方的 に認めること。

f 供給者適合宣言を受け入れること。

2 締 約 玉 は 地 域 E お 1 て 規 制 に 関 分する 層 \mathcal{O} 調 和 を支援 及び不 必 要な貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害を撤廃する

ことを目的とした広 範 な 仕 組 4 が 存 在することを認 め Ź. 当 該 仕 組 4 É は、 次 \mathcal{O} 事 項 が ·含ま られる。

(a) 特に次のことを含む規制に関する対話及び協力

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

- (i) 規 制 方 法及び 規 制 に 関 す んる慣行 に 関する情報を交換すること。
- (ii) 強 制 規 格 任 意規 格及び 適合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 効率 性及び実効性を改善する規制 に関する良い慣行を用

1

ることを促進すること。

- (iv)(iii) 善 強 能 するため、 制 力 を向 規 格 上させ、 相 任 互 意 に 規 及びこ 格 合意する条件 適 の章 |合性| 評 \mathcal{O} 規 で 価 定の 技 手 続 術 及び 実 的 施を支援するた な 計 助 言 量 岌 \mathcal{O} Ţ 標 援 準 助 \mathcal{O} め、 を 作 提 成 供 相 互 すること。 実施及び見直 に合意する条件で技術 Ĺ に関 連する慣行を改 的 な援
- 75 協 力を提供すること。 助
- (c) (b) 強 玉 制 内 規 \mathcal{O} 格 任 及び 意規 適 格 合 \mathcal{O} 関 性 評 連 す 価 Ź 手 続 玉 際 \mathcal{O} 基 規 礎 格 とし \mathcal{O} て関 層 連 \mathcal{O} す 調 Ź 和 国 (適当でなく又は 際規 格 指針 及 び 効 果的 勧 告 を でな 層 い場合を除く。 使 用することの 促

(d) 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 強 制 規 格 を同 等の t のとして受け入れることの 促 淮

進

3 多 様 締 な要因 約 玉 は 、関係する産品及び分野、 1 及び 2に掲げる仕組 みに 貿易量及び貿易の仕向先、 ついて、 定 $\widetilde{\mathcal{O}}$ 規 制 に 関 す 締 約 る状況に 玉 \mathcal{O} 規 おけ 制 機 る適 関 \mathcal{O} 当な仕 間 \mathcal{O} 関 係、 組 3 O追 定求され 選 択が

及

6

締

約

玉

は

貿易

 \mathcal{O}

技

術

的

障

害

に

関

する協

定

2.7

0

規

定

を適

用

す

る

ほ

か、

他

 \mathcal{O}

締

約

国

 \mathcal{O}

要

清

に

応

当

該

他

払う。

る 正 当な 目 的 該 目 的 が 達 成 できな しい 場 合 \mathcal{O} 危 険 等) に ょ つ て決まることを認 め

る。

4 締 約 玉 は 地 域 に お 1 7 適 合性 評 価 \mathcal{O} 結 果を受け 入れることを促進 規 制 12 関 す る 層 \mathcal{O} 調 和 を支援

及び 不 必 要な貿易 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 を撤 廃す っるため \mathcal{O} 仕 組 み Ć . 関 す る交流及び 協 力 を 強 化 す

Ź

5 締 約 玉 は 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 要 請 に応じ、 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 下 で \mathcal{O} 分 野 別 \mathcal{O} 協 力 \mathcal{O} 提 案に 0 ١ ر て十分な考慮 を

7 \mathcal{O} 締 締 約 約 国 玉 は \mathcal{O} 強 この 制 規 章 格 を同 \mathcal{O} 規 定 等 な \mathcal{O} ŧ 対象となる事 のとして受け入れ 項に 対処するため なか 0 た 理 に 由 標準 を 説 化 明 す 適合 性 評

12 0 ١ ر て責任を負う自 玉 \mathcal{O} 機 関 、公的なものであるか 私的なものであるか を問わる な 価 \ <u>`</u> 認定及び計 間 に お け 量 る協力 \mathcal{O} 標 進

を奨励する。

第八・十条 情報の交換及び技術的討議

1 とが 締 できる。 約 玉 は この 他 \mathcal{O} 締 1 \mathcal{O} 約 規 玉 定 に に基 対 Ļ づく要請を受領する締 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 下 -で生ず 約 玉 る事 は 項 合 理 E 関 的 な す る情 期 間 報 内 を提 に、 供 か す つ、 るよう要 可 能 な場 請 合に す えこ は

(平成27年12月末時点の法的精査の最終段階にある条文案に基づき作成されたもの)

電子的手段により、当該情報を提供する。

2 締 約 玉 は、 この章 の規定の下で生ずる事項を解決することを目的として、 他の 締 約国に対して技術的討

議を要請することができる。

3 締 約国 は 中 央 政 府 の段階 \mathcal{O} 直 下 Ö 段階に属する地 域 政 の府又は 地 方政 府 \mathcal{O} 強 制 規 格又は適 合性 評 価 手 続

であって、 貿易に著 1 影響を及ぼすおそれのあるものに 関 他 \mathcal{O} 締 約 国に対して 技術的 討 議を要 清請

ることができる。

4 関係 締 約 玉 は 提起され た事 項 分につ いて2又は3に規定する要請 \mathcal{O} 日 か ら六十 白 以 内 に 討 議 ずる。 討 議

を要請 す Ź 締 約 玉 は 当 該· 事 項 が緊急であると認める場合には、 ょ り 短 1 期 間 内 に 討 議 が 行 わ れ ることを

要請 することができる。 討 議 \mathcal{O} 要請を受け た締 約 国 は、 ょ ŋ 短 V 期 間 内 で \mathcal{O} 討 議 \mathcal{O} 要 請 に 積 極 的 な考慮

払う。

5 締 約 国 は、 提起され る事 項 の解 決に要する時間 が多様な要因によって決まること及びあらゆ る事 項を技

術 的 討 議を通じて解決することができないことがあることを認めつつ、できる限り速やかに当該事 ず項を解

決するよう努める。

す

6 合を除 技 術 < 的 ほ 討 か、 議 及び 秘 当 密とされ 該 討 議 る \mathcal{O} ŧ 過 0 程で交換され とし、 この 協定、 . る情! 報 は、 世 界貿易機 当 該 討 関 議 設 に 立 参 協定又 加 す Ź は 締 当 約 該 玉 締 が 別 約 段 玉 が \mathcal{O} 締 合意をする場 結 こ る

他 \mathcal{O} 協 定に 基 づく当該 締 約 玉 \mathcal{O} 権 利 及 Ű 義務を害さない ŧ Oとする。

7 情 報 提 供 又 は 技 術 的 討 議 \mathcal{O} 要請 及 び 連 絡 は、 第二十 七 五. 条 連 絡 部 局 \mathcal{O} 規定に 従 0 て指定されるそ

れぞれの連絡部局を通じて伝達される。

第八・十一条 貿易の技術的障害に関する小委員会

1 締 約 国 は、 ここに各締 約 玉 \mathcal{O} 政 府 \mathcal{O} 代表者から成る貿易の 技 術 的 障 害に関する小委員会 (以下この章に

おいて「貿易の技術的障害小委員会」という。)を設置する。

2 規 格 締 約 任意 玉 は 規 貿易の 格 及び 技 適 合性 術 的 障 評 害 価 小委員会を通じて、 手 続 \mathcal{O} 分野 に お į١ て共 締 同 約 活 玉 動 間 を \mathcal{O} 強化する。 貿易を円滑にすることを目的として、 強制

3 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 小 委員 会 0 任 一務に は、 次のことを含めることができる。

(a) \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定 \mathcal{O} 実 施 及び 運 角 <u>こ</u>の 章 . D 規定に従って合意されるその 他 \mathcal{O} 約 束 \mathcal{O} 実 施 及 び 運 用 を含

む。 を監視 並 びに第二十七 章 (運 用 及び 制 度 に 関 する規定) 0 規定に従いこれら Ō 義務 に 関

する

潜在的な改正及び解釈を特定すること。

(b) 前 条 情 報 の交換及び 技術的 討 議 2 \mathcal{O} 規定に基づいて要請されるこの章の規定の下で生ずる事項に

関する技術的討議を監視すること。

(c) この 章 \mathcal{O} 規定 \mathcal{O} 下 で 0 将 来 \mathcal{O} 活 動 に 関する相互 に 関 心を有する優先分野を決定し、 及び新たな分野別

その他の自発的活動の提案を検討すること。

(d) \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定 12 関 連 す る事 項 (強 制 規 格 任意 規 格 及 Ű 適 合性 評 価 手 続 \mathcal{O} 作 成 見直 又 は 修 正 を含

む。)に関する締約国間の協力を奨励すること。

(e) に あ る \mathcal{O} 政 章 府 \mathcal{O} 機 規 関 定 12 لح 非 関 政 連 す 府 Ź 機 関 事 と 項 E \mathcal{O} 関 間 \mathcal{O} Ļ 協 締 力 で奨励を 約 玉 \mathcal{O} す 領 域 E あ る非 政 府 機 関 \mathcal{O} 間 \mathcal{O} 協 力 並 び に 締 約 玉 \mathcal{O} 領

(f) 技 術 的 能 力 \mathcal{O} = ズ 0) 特 定 を円 滑 に すること。

(g) \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定に 関 連 す る規: 格、 指 針 勧 告、 政 策その 他手 続を作成する非 政 府、 地 域 複 数 国 間 及び

多 数国 間 \mathcal{O} 機 関 又 は 制 度に お 1 7 討 議され · る事 項 E 関 す る共 通 \mathcal{O} 取 組 を発展させるため、 適当な場合に

は 締 約 玉 間 及び 締 約 玉 \mathcal{O} 関 連 す うる非政. 府 機 関 間 \mathcal{O} 情 報 の交換を奨励すること。

域

(h) 共 通 \mathcal{O} 取 組 を促進することを目的として、 締 約 玉 \mathcal{O} 要請 に 応じ、 非 締 約 玉 \mathcal{O} 特 定 \mathcal{O} 強 制 規 格 任 意

格 及び 適 合 性 評 価 手 続 並 び に 制 度的 な問 題 に 0 1 て 締 約 玉 間 \mathcal{O} 情 報 \mathcal{O} 交換 を奨 励すること。

国が認める他の手段をとること。

(i)

章

 \dot{O}

規定及び貿易

0

技

術的

障

害に関

する協定を実施す

るに当たり、

締約

国を支援すると当

該

締

約

規

(j) 貿 易 \mathcal{O} 技 術 的 障 害 に関 する協定 \bigcirc 下 で \mathcal{O} 発展に鑑 み Ć \mathcal{O} 章 \dot{O} 規定を見直 及び 当該 発展に 鑑 みて

この章の規定の改正に関する勧告を作成すること。

(k) こ の 章 の規 定 \mathcal{O} 実施 及び 運用について委員会に報告すること。

4 貿易の技術 的 障 害 小委員会は、 その任務を遂行する作業部会を設置することができる。

5 貿易の 技 術 的 障 害 小委員会は、 貿易の技術的障害小委員会が行う活動を決定するに当たり、 貿易の 技術

的 障 害 小委員会が行う活 動 が 他 \mathcal{O} 場 における活動と不必要に重複しないことを確保することを目的とし

て、当該他の場で行われている活動を考慮する。

6 貿 易 \hat{O} 技 術 的 障 害 小委員会は、 \mathcal{O} 協 定 \mathcal{O} 効力発: 生 \mathcal{O} 日 か 5 年以内に会合し、 その 後 は 締 約 玉 \mathcal{O} 決定

するところにより会合する。

第八・十二条 連絡部局

1 締 約 国は、 第二十七 五. 条 連 絡部 局) の規定に従い、 この章の規定の下で生ずる事項につい ての連絡

部局を指定し、通報する。

2 締 約 玉 は 自 玉 \mathcal{O} 連 絡 部 局 の変更及び関係職 員に関する細目を速やか に 他 \mathcal{O} 締 約 国 に 通報する。

連絡部局の任務には、次のことを含める。

3

(a) 他 \mathcal{O} 締 約 玉 \mathcal{O} 連 絡 部 局 と連絡すること(この章 \mathcal{O} 規定 0 下で生ずる事 ず頃に関う 合する計 議 要請 及 てド 情 報

適時な交換を円滑にすることを含む。)。

 \mathcal{O}

(b) 連 絡 自 Ļ 玉 \mathcal{O} 及び 領 域 当該 E お 1 政 てこの 府 機 関 章 \mathcal{O} 関 の規定に関連する事項に 与 を 調 整すること。 0 7 て関連する政 府 機関 規規 制 当局を含む。

(c) 関 連 する事項 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 規 定っ 定に 関 11 7 連 す 調整すること。 Ź 事 項 Œ っい て自 玉 \mathcal{O} 領 域 角 0) 利 害関係者と協 議 及び適当な場合には当該

(d) 貿易の技術的障 害 小 委員会が特定する追加的な任務を遂行すること。

第八・十三条 附属書

لح

- 1 る。 食 品 医 そ 薬 及び 品品 \mathcal{O} 他 に 食 品 関 \mathcal{O} する 添 \mathcal{O} 加 章 附 物 \mathcal{O} 属 \mathcal{O} 書、 附 専 属 有され 書 化 は、 粧 品 7 第八 に V 関 る す 製 三条 Ź 法に 附 属 関 (適 書、 す 用 る 範 医 附 囲 療 属 機 書 で定め 器 \mathcal{O} に 適 関 用 る適 す 範 る 囲 附 用 は、 範 属 書 井 そ と同 並 れ び ぞ に れ あ \mathcal{O} \mathcal{O} 滴 5 附 用 か じ 属 範 書 8 用 で定 包装され を 有 8 す 5 れ た
- 2 れ、 他 \mathcal{O} 章 \mathcal{O} 附 \mathcal{O} 各 属 書 附 \mathcal{O} 属 規 書 定 12 に基づく 定め る 権 締 利 及 約 び 玉 義 \mathcal{O} 務 権 は 利 及 Ţ 当 該 義 務に 各 附 影 属 響を及ぼさな 書 12 お 1 7 特定さ ñ る分野 に 9 1 7 \mathcal{O} 4 適 用 さ
- 3 後 五. 貿 年 易 以内 \mathcal{O} 技 に、 術 的 その 障 害 後は少なくとも 小 委員会は 締 五 約 年 玉 に が 别 回 段 0 次 合意をする場合を除 のことを行う。 < ほ か、 \overline{O} 協 定 \mathcal{O} 効 力 発 生 \mathcal{O} 日 \mathcal{O}
- (a) 適 及び適当な場合に この 合 性 評 章 価 \mathcal{O} 附 手 続 属 書 \mathcal{O} は 調 \mathcal{O} 当該 規 和 を 定を強化 促 附 進 属 書 するため が Ļ 対象とする分野におけるそれぞれ 又は改善することを目的として、 に勧告を行うこと。 \mathcal{O} 当該 締 約 附 玉 \mathcal{O} 属 書 強 制 \mathcal{O} 実 規 格 施 状況を見直 任 意規: 発及び
- (b) 告するかどうかを決定すること。 他 及 \mathcal{O} T 分 野 締 約 に 関 玉 が す る 当 該 附 他 属 書 \mathcal{O} 分 \mathcal{O} 野 作 を 成 対 が 象とす \mathcal{O} 章 る \mathcal{O} 附 規 定 属 書 \mathcal{O} を締 目 的 結す 又 は っるため \mathcal{O} 協 定 0) 交渉 \mathcal{O} 目 を 的 開 を 推 始することを委員 進 す Ź か どうか 会に を 検

勧

討